

臨時総会・臨時理事会

新会長に松岡副会長を選定

工藤会長の解職と理事解任を決定



三橋副会長



松岡会長



長尾副会長

副会長には

現任の三橋副会長
新任の長尾学術教育部長

日整

トピック

発行 公益社団法人 日本柔道整復師会
発行人 松岡 保
編集人 山崎邦生

日整は臨時総会を3月13日(日)、午後1時から日本柔整会館において開催し、工藤鉄男会長の解職と理事解任を決定した。このことにより臨時総会終了後、直ちに臨時理事会を開き、理事会の互選により後任の代表理事である会長に松岡保副会長を選定。副会長には、新しく長尾淳彦学術教育部長を選定した。現任の三橋裕之副会長とともに役員一丸となって業界改革と発展を目指して取り組むこととなった。

第2号議案「定款の一部を改正する定款(案)」
公益社団法人日本柔道整復師会定款(以下、「定款」という。)の附則の5を削除し、新たに、「5」として、次の項を加える。
5 令和3年度(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)の年度の途中において、会長の辞任又は定款第23条の総会の決議により会長が不在となった場合は、定款第22条の規定に拘わらず、会長又は副会長(定員が欠けた場合に限る)は、理事会の互選によって選任することができる。ただし、その任期は、令和4年度の通常総会の終結の時までとする。
② 令和4年度の通常総会の際に選任される会長又は副会長の任期は、令和5年度の通常総会の終結の時までとする。
附則
この定款は、令和4年3月13日から施行する。

名の過半数、49名以上の出席をもって成立する。岡田安正事務局長からの報告で、来館の代議員は80名、代理人選任届によるものが3名、議決権行使書によるものが14名により、議長は臨時総会が有効に成立することを宣した。
議事録署名人には、新潟県の金子益美代議員、鹿児島県の橋口均代議員が議長から指名された。
第1号議案「工藤鉄男会長の解職及び理事の解任について」を、日整顧問弁護士との協議のもと議場に諮った。まず、開催通知に記述してある解職及び解任に該当する事由を三橋副会長が朗読した。これによると、日整会長の職務上と関係ないが、公的な場所で尋常でない騒動を引き起こしたため、日整理事会(以下、理事会)は、その現場にいた3名の現認者に証言してもらい出来事を把握。この事態を重く受け止めた理事会は、日整会長としての適性を欠くと判断せざるを得なく、解職及び解任案を理事会が必要と認め、臨時総会を開催し

上程に至ったものである。会場から手が上がり、これまでの実績と功績から業界の将来を展望すれば、任期満了まで慰留してほしい、という代議員の意見があった。しかし、公的な場所で起こした尋常でない行為はトップとしての適性を欠くという意見もあった。投票の結果、議決権行使によるものを含め80名の賛成により提案どおり可決した。反対票は16で白票が1であった。第1号議案の可決により、第2号議案「定款の一部を改正する定款(案)」を諮り投票。議決権行使によるものを含め91名の賛成により可決した。(第2号議案の内容を上段に掲載)

2面	2月22日 理事会の主な内容
3面	第20回柔道整復療養費検討専門委員会
4面	第20回柔道整復療養費検討専門委員会

3月25日(金)午前10時頃

安否確認訓練を予定

全国の会長、総務部長、支部長が対象

令和4年11月20日(日) 予定

日整全国少年柔道大会 日整全国少年柔道形競技会 全国柔道整復師高段者大会

理事会決議

日整は令和3年度の最後となる第8回理事会を2月22日(火)、オンラインにより開催し、次年度の事業計画案と収支予算案などを原案どおり承認可決した。

ほか、秋季の柔道大会の在り方および日程等についても審議。この件は前もって全都道府県柔道整復師会に対し、会員の柔道大会開催に関わるアンケート調査を実施した。

その結果、コロナ禍であること、選手を集めることを含め予選会を実施する負担が大きいこと、公益性の高い子供の大会を優先すべきといった、会員の大会については開催を見送る見解を示すものが多くあった。(下段の表を参照)

一方、歴史的な経緯を含め今後も開催を継続し

て欲しいという意見も一定数寄せられた。こうした意見などを踏まえて慎重に議論を重ね、令和4年度については、会員の大会を見送ることとし、令和5年度以降の同大会については改めて検討する、ということ承認可決した。

なお、「日整全国少年柔道大会」・「日整全国少年柔道形競技会」・「全国柔道整復師高段者大会」は、令和4年11月20日(日)に講道館にて開催する予定。

理事会でも安否訓練

11年前、約2万2千人が犠牲となった東日本大震災の発生以降、日本列島は大地震変動の時代に入ったといわれている。

また、気候変動から台風や豪雨災害などが頻発

し、被害に遭う会員が後を絶たない。日整はこうした事態を憂慮し、危機管理の一つとしてトヨクモ株式会社社の「安否確認サービス」を導入した。

この「安否確認サービス」によって都道府県担当者(総務部長、会長、支部長ほか)は、気象庁が発表する地震・津波・

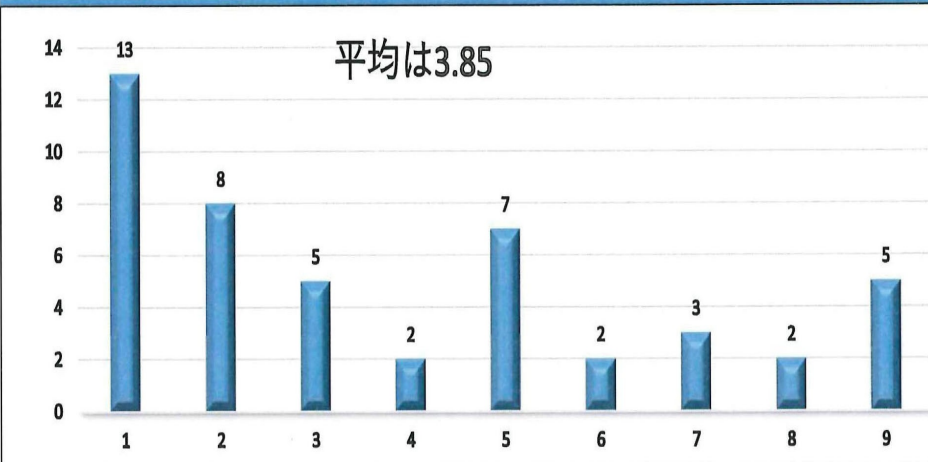
特別警報に連動して自動一斉送信される安否確認メールから、簡単に安否確認情報を日整へ伝達することができる。さらにその情報は自動収集され、日整は迅速な情報把握とその後の対応が可能となる。災害時に備え、安否確認メールへの回答に慣れらうため、来たる3月25日(金)午前10時頃に震度6以上の地震を想定し、都道府県柔道整復師会担当者(会長、総務部長、支部長)を対象として安否確認メール訓練を実施する予定とした。

令和4年(2022年)の会員柔道大会開催に関する アンケート結果

(2022/1月31日回答締切)

(1) 日整全国柔道大会(会員の大会)の今後の開催に係る意見について

1~9のうち、数が、小さければ小さいほど開催を中止・見送る方向の見解、大きければ大きいほどは開催を継続する方向の見解。



← 開催を中止、見送ってほしい

→ 開催を継続して欲しい

2月22日の理事会の中でも同じ訓練を実施。理事者は速やかに対応して上々の出来であった。

不適切な患者は償還払いの対象

「自己及び自家施術」「複数の施術所での重複施術」「照会への無回答」

第20回柔道整復療養費検討専門委員会



日整からは三橋裕之副会長、伊藤宣人保険部長、

導入の方向へ 長期頻回は除外

厚生労働省社会保険審議会医療保険部会の第20回柔道整復療養費検討専門委員会(以下、委員会)が2月24日(木)、日比谷国際ビルコンファレンススクエア(東京都千代田区)にてウエブ会議形式で開催されたII写真。議題を「不適切な患者の償還払い」と「療養費を施術者に確実に支払うための仕組み」に絞り審議され、前者について「長期頻回」は除外されたが、「自己及び自家施術」・「複数の施術所での重複施術」・「照会への無回答」などは座長預かりとなり、導入の方向で整理される。後者については結論に至らず、次回へ持ち越しとなった。

(保険部長 伊藤宣人 文責)

長尾淳彦学術教育部長が
施術者代表委員として出席した。

まず、「不適切な患者の償還払い」について、厚生労働省(以下、事務局)から対象となる患者類型等についての考え方が示された。前回示された患者類型のうち「その他施術が療養上必要な範囲及び限度を超えている可能性のある患者」については、1月31日の専門委員会での「患者の症状経過はさまざまであり、一律の期間や回数で償還払いに変更は適切ではない」との日整側委員の意見もあったことから「長期頻

回」については除外され、引き続き検討することとなった。

償還払いの対象となる事例として①自己施術、②自家施術、③保険者等が適切な時期に分かりやすい照会内容で繰り返し照会を行っても回答しない患者、④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者の4類型が示された後、審議に入った。

施術者側

本事業について三橋委員は、保険者側は賛成されているが、施術者としては、議論が尽くされていないと思っていると主張した。

患者等に対する調査については、平成30年5月の4課事務連絡が発出されても、保険者等からの行き過ぎた調査が繰り返されている。我々が心配しているのは、患者に着目して療養費の適正な支給を図るための事前の取り組みとしているが、いつの間にか施術者側もターゲットになっていることを懸念している。

保険者が不適切な進め方で償還払いするような事例が明らかになった場合、患者を守るために罰則などは考えられないか、と厚生労働省に対応を求めた。

保険者側

健康保険組合連合会(以下、健保連)の幸野委員からは、「施術が療養上必要な範囲及び限度を超えている可能性がある患者」を今回の類型に入れないということでは、「不適切な患者の償還払い」が骨抜きになってしまふ。これも類型に入れるべきとの発言があった。

また、協会けんぽ吉森委員からは、長期頻回を対象とすることに賛成。我々保険者は償還払いにできる類型に長期頻回を載せる、載せないという議論の前に、これまでどおり長期頻回の事例については、丁寧な照会をしっかりと行い妥当性について判断し、審査会の審査等でも検討していただきつつ医療費の適正化に努めることは責務である。施術者や患者の皆さんにも

理解していただきながら前向きな議論をお願いしたい、との発言があった。

施術者側

伊藤委員は、拙速に進めるのではなく、もっと議論を尽くすべきということを重ねて主張した。

長尾委員からは、健保連幸野委員にこの調査も健保組合は外部委託するのかと質問したところ、外部委託は別の場で話をしたいと明確な回答はなかった。

座長のまとめ

今回も施術者側と保険者側とは意見の一致はできなかったが、これまでも十分時間をかけて議論してきたところであり、方向性について概ね賛同をいただいたものと思う。柔道整復療養費の適正化を一步進めるということで、事務局の案を進める方向で座長預かりとさせてほしいとした。

そして、事務局には施行に向けて、本日の要望、意見に対して適切に対応するよう注文をつけた。

(次ページへ続く)

「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」

結論に至らず、次回へ持ち越し

次に、「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」についての審議に入った。

施術者側

最初に三橋委員は、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みを検討していく上で、有識者メンバーで構成されている「規制改革推進会議」にて検討することになったことを懸念し、その事例を挙げ次のように述べた。

昨年、電動キックボードの規制について行政が取り締まり等の強化を進めていた矢先、「規制改革推進会議」の提案により一転して規制緩和に方向性が変わった事例がある。この検討専門委員会メンバーの思いとは別の結果が出るのではないかと心配している。専門家が議論を進めることで全く違った結論にならない

よう厚生労働省はしっかりと対応して欲しい。

当面の課題であるオンライン請求の導入に当たっては、これを確実に進めるためにも経過措置を設けず移行することが重要であり、オンライン請求・審査がスタートする前に、国保連合会か協会けんぽの審査会に審査委託する考えを健康保険組合は持たれたい。

また、オンライン請求による審査・支払いには時間を要する。その間に「ホープ接骨師会」のような悪徳請求団体による不正が起きないように、現状の対策をしっかり講じることが必要。そのためには取扱規程に沿って考えていくことが大事である、と主張した。

このことについて伊藤委員は、昭和63年に協定と契約ということになったときに立ち戻り、整理していくことが大切である、と強調した。

保険者側

国民健康保険中央会(以下、国保中央会)の中野委員は、47国保連合会が療養費の審査等に対応しており、地域の事情を踏まえた取扱いもあり、審査業務等について合意形成しながら標準化を図っていくかねばならないため一定の時間は必要となる。財政面も含め多くの課題があることを認識していただきたいと、審査支払機関の立場としての意見を述べた。

健保連の幸野委員からは、議論が危険な方向に向かって進められようとしているように思える。柔整療養費は、健康保険法第87条に基づいて取り扱わなければならないと考え、効率性を優先させ療養の給付と同じような取り扱いにするよう議論されているように感

じる。87条に基づく取り扱いを基本として議論すべきと考える、との発言があった。協会けんぽの吉森委員は、「療養費を施術者に確実に支払うための仕組み」を審議する中で多くの課題があるように感じている。ワーキンググループで検討し、一つ一つ潰していかなければ先に進まないのではないかと、進め方について提案したい、と意見を述べた。

有識者

有識者として出席している日本医師会の釜范常任理事からは、次のような意見と公平な見解を示された。

オンライン請求については、医科では長い時間をかけ今日に至っている。この経験を療養費について役立ててもらいたい。支払基金、国保連合会の審査のやり方は、オンライン請求が一定程度進めば状況は変わるので、そういうことを予測して対応する必要がある。

また、幸野委員から指摘のあった87条の療養費

と療養の給付についてはこれまでも議論してきた。事務局の提案でどの点をクリアしなければならぬのか、具体的かつ発展的な意見をお願いしたい。さらに、施術所がオンライン化に向け準備しなければならぬものにつ

いては、国がこの施策を進めて行くということであればぜひ財政支援をお願いしたい。最後に、座長からこの件については引き続き検討することになっているとの発言で終了した

患者ごとに償還払いに変更できる事例(案)

- (1) 自己施術(柔道整復師による自身に対する施術)に係る療養費の支給申請が行われた柔道整復師である患者
- (2) 自家施術(柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者・従業員に対する施術)を繰り返し受けている患者
- (3) 保険者が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者
患者照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても回答しない患者であり、また、償還払いへの変更までに、保険者は、当該患者に対して、償還払い注意喚起通知の送付、電話又は面会による事実関係の確認、償還払い変更通知の送付だけによらない電話又は面会による説明を行うこととするもの
- (4) 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
保険者が、対象となる患者を確認した場合に、施術所に対する償還払い注意喚起通知の送付や償還払い変更通知の送付を含め、一定の手続きを行った上で、患者ごとに償還払いに変更できることとするもの